

2025 年 7 月 10 日

日本共産党愛知県委員会
委員長 石山淳一 様
日本共産党愛知県議会議員
下奥奈歩 様

愛知県知事

2025 年 6 月 26 日付け公開質問状につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【質問 1】について

令和 6 年度の包括外部監査の結果報告書の内容には、事実誤認による記述、監査人の独自の見解による記述が多く含まれております。

監査を受けるに当たっては、監査人からのヒアリングなどに真摯に対応し、また、報告書を取りまとめていく段階にあっても、事実誤認や法解釈の指摘を含め、事業は適切に行われていることを説明し、理解が得られるよう努力を重ねてまいりました。しかしながら、地方自治法に基づく監査契約上の報告書提出期限である年度末を迎えるに至り、結果的に、監査人独自の解釈による記述など、本県の認識や事実と隔たりがある報告書を受け取らざるを得なかったものであります。

こうした報告書を目にされた方々に、事実誤認や誤解を与える可能性があることから、本県の認識や取組内容、客観的な事実を明らかにするため「愛知県の見解」を作成し、公表しました。

【質問 2】について

監査結果の中で「指摘」や「意見」とされた事項には、事実誤認による記述や監査人の独自の見解による記述が多く含まれています。その中でも、県の見解との隔たりが大きい項目について、「愛知県の見解」を作成したものです。

【質問 3 (①～④)】について

「愛知県の見解」(1～6 頁)に記載のとおり、政策顧問には、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、民法第 522 条及び第 643 条に基づく準委任契約が成立しており、政策顧問は、準委任契約に基づく善管注意義務(民法第 644 条及び 656 条)を負っています。

政策顧問が善管注意義務に違反すれば、民法第 415 条に基づき、民事上の損害賠償責任などが発生するため、地方公務員法第 34 条第 1 項に基づく守秘義務を負う公

務員や弁護士法第23条等に基づく秘密保持義務を負う弁護士と同様に守秘義務は担保されています。

政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識しており、これまで、政策顧問による情報漏えいなどの問題が発生した事例也没有ありません。

【質問4 (①～③)】について

「愛知県の見解」(7、10頁)に記載のとおり、「愛知県PFI導入ガイドライン」は、選定委員会を意見聴取の一環と位置付ける国のガイドラインに則って作成しており、選定委員会による民間事業者の選定は、「意見聴取の一環」として位置付けています。なお、選定委員会で「最優秀提案者」とされた業者と契約するかどうかは、選定委員会での審査結果を踏まえ、県が最終決定しています。

よって、「愛知県PFI導入ガイドライン」と「愛知県の見解」で、事業者選定委員会の位置付けを変えているわけではありません。

「愛知県の見解」(14頁)に記載のとおり、事業者募集に当たっては、選定委員名を公表した上で、選定委員と利害関係がない企業であることを応募の条件とし、応募者から参加資格要件を満たしていることを誓約する書類を提出いただいた上で審査しています。

また、参加資格要件は選定委員も把握しているため、選定委員と利害関係のある企業が応募したことが明らかとなった場合は、応募者は失格となるため、審議の公正さは担保されており、事業者選定委員会の「公平性、透明性、客観性」は確保されています。

【質問5】について

「愛知県の見解」(9、10頁)に記載のとおり、相互に異なる理解をする下級審の判決例や学説があり、最高裁判決例といった普遍性を有する基準がないという現状は、適法性を判断するための重要な要素が欠落している状況にあります。このため、法令や規則違反として断定できる明確な根拠が無く、公平性を欠くものです。

【質問6】について

「愛知県の見解」(12頁)に記載のとおり、STATION Ai 株式会社から「スタートアップ審査基準」の提出を受けた後、県はそれを承認しており、また、STATION Ai に入居するスタートアップに対しても、県が承認を行うことにより、適切に判断に関与しています。

具体的には、審査基準、審査方法、審査員については、スタートアップに関する知見・ノウハウを有するSTATION Ai 株式会社が案を策定し、その案を、スタートアップ推進施策の事業主体である県が、PFI 事業者に対するガバナンスの観点から、審査

基準及び審査結果の 2 段階で内容を確認の上承認することをもって、決定しています。

【質問 7】について

「愛知県の見解」（13 頁）に記載のとおり、公益上の必要性については、地方自治法の条文の趣旨を念頭に置きつつ、以下の①②といった背景や目的等を踏まえて、事業検討しています。

- ① スタートアップの集積を図り、本県の既存企業のモノづくり産業との連携・融合を図る（Aichi-Startup 戦略（2019 年度改訂版））
- ② 「スタートアップが実施する事業の強化を促進するため、資金力が脆弱であるスタートアップに対して事業者が行うオフィス賃料等に係る軽減策により生じる収入差額を県が負担する」（2020 年 11 月補正予算の記者発表資料別冊）

愛知県では、本県全体の公共の利益に資する産業振興の新しい柱となる施策として「あいちスタートアップ・エコシステムの形成」を目指すこととし、STATION Ai をその中核拠点とすることとしました。

「あいちスタートアップ・エコシステムの形成」に当たっては、国内外の優れたスタートアップを STATION Ai に「集積」し「成長」させることが必要不可欠です。

当該補助は、資金力が脆弱なスタートアップが STATION Ai に入居（「集積」）するインセンティブを高めるとともに、賃料負担の軽減により「成長」を促進することを目的として、他の補助金同様、補助対象経費（オフィス賃料）に一定の率（1/2）を乗じた額を支援するものであり、公益上の必要がある適切な補助であります。

【質問 8】について

監査人からの報告書の提出が、地方自治法に基づく監査契約上の提出期限かつ年度末である 3 月 31 日となったため、日程の都合上、監査人から知事への報告書の手交は行わず、事務的に受け取ったものです。

【質問 9】について

海外渡航については、その度毎の政策目的との関連を踏まえ、政策顧問から渡航費・滞在費等を自己負担とした上での申し出を受けて、県としても同行することで、今後、より適切な助言・提言を受けることができ、政策目的を、より達成することが期待できることから、行っているものです。